

12月 以降

資格取得届・被扶養者異動届 の届出は

# 住民票上の住所

## の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「資格取得届」「被扶養者異動届」には『住民票上の住所』をご記載ください

※『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です

『住民票上の住所』が変更となった際は、被保険者または被扶養者における住所の変更を届け出てください。



「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』のいずれかが記載されている場合に、受付をさせていただきます(記入漏れがあった場合には返戻させていただきます場合があります)。

### 住民票上の住所はココを確認を!



住民票 (例)									
氏名	このう ぎたろう	性別	男	生年月日	49・6・21	出生地	東京都	住民票上の住所	東京都千代田区霞が関五丁目1番1号
名	甲野 義太郎	性別	男	生年月日	年月日生	出生地	東京都	住民票上の住所	東京都千代田区霞が関五丁目1番1号
住所	東京都千代田区霞が関五丁目1番1号								

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず**赤枠**の住民票上の住所の記載をお願いします。

なお、マイナンバーの提出が遅延している場合には、健保組合によるオンライン資格確認等システムへのデータの登録のため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者のマイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。